

平成29年7月5日

## 福岡県災害対策本部及び地方本部の設置について

非常に激しい降雨に伴い、大きな災害が発生するおそれがあることから、災害対策基本法第 23 条の規定に基づき、下記のとおり5日15時30分に災害対策本部及び地方本部(第1配備)を設置しましたので、お知らせします。

なお、これに伴い、設置していた福岡県災害警戒本部及び福岡県災害警戒両筑地方本部は同時刻を持って廃止します。

### 記

#### ○ 設置した本部

福岡県災害対策本部	: 本 庁
福岡県災害対策両筑地方本部	: 朝倉農林事務所

#### ○ 継続する本部

福岡県災害警戒福岡地方本部	: 福岡農林事務所
福岡県災害警戒北九州地方本部	: 八幡農林事務所
福岡県災害警戒筑豊地方本部	: 飯塚農林事務所
福岡県災害警戒筑後地方本部	: 筑後農林事務所
福岡県災害警戒京築地方本部	: 行橋農林事務所